

第1回 白河市・表郷村・大信村合併協議会

会 議 録

平成16年6月18日(金)開催

白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局

第1回 白河市・表郷村・大信村合併協議会 会議録

開催日時	平成16年6月18日（金）13時30分開会 15時42分閉会			
開催場所	大信村農村環境改善センター			
委員出欠状況	出席者（委員30名 顧問2名） 欠席者（0名）			
傍聴者	一般18名 報道 10名			
職名	氏名	区分	市町村名	出欠
会長	成井 英夫	第1号委員	白河市	
副会長	滝田 国男		表郷村	
	渡部 泰夫		大信村	
委員	横井 孝夫		白河市	
	中根 静		表郷村	
	大谷 英明		大信村	
	第2号委員	大高 正人	白河市	
		荒井 一郎	表郷村	
		藤田 清	大信村	
		三森 繁	白河市	
		矢口 秀章	表郷村	
		星 吉明	大信村	
	第3号委員	深谷 久雄	白河市	
		穂積 栄治	表郷村	
		鈴木 勇一	大信村	
	第4号委員	池嶋 貞	白河市	
		大越 喜平		
		柳 恵子		
		佐川 京子		
		金内 貴弘		
		和知 幸男		
		表郷村	滝田 知守	
			緑川 正年	
深谷美佐子				
鈴木 克彦				
添田 勝治				
大竹 徳一				
大戸 文治				
橋本 良示				
大信村	添田 潔恵			
顧問	友部 俊一	福島県県南地方振興局長		
	斎須 秀行	福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事		

事務局	事務局長	木村 全孝	計画班 (次長兼計画班長)	角田 一郎
	総括次長 (総務・調整担当)	加藤 俊夫	計画班主任	鈴木 亮
	総括次長 (計画担当)	中島 博	計画班主任	森 健志
	総務班班長	秦 啓太	調整班 (次長兼調整班長)	鈴木 昌美
	総務班主任	遠藤 修一	調整班主任	菊地 浩明
			調整班主任	鈴木 正和

第1回 白河市・表郷村・大信村合併協議会次第

1 開会

2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村合併協議会

会 長 成井 英夫

副会長 滝田 国男

副会長 渡部 泰夫

3 来賓あいさつ

福島県県南地方振興局

局 長 友部 俊一 様

福島県市町村領域広域行政グループ

参 事 斎須 秀行 様

4 委嘱状の交付

5 事務局職員の紹介

6 任意合併協議会における確認事項

7 議 事

(1) 報告事項

報告第1号 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約について

報告第2号 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約に関する協定書について

報告第3号 白河市・表郷村・大信村合併協議会事務局規程について

報告第4号 白河市・表郷村・大信村合併協議会幹事会規程について

報告第5号 白河市・表郷村・大信村合併協議会専門部会設置要綱について

報告第6号 白河市・表郷村・大信村合併協議会分科会設置要綱について

報告第7号 白河市・表郷村・大信村合併協議会財務規程について

報告第8号 平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会歳入歳出予算について

(2) 協議事項

協議第1号 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議運営規程(案) について

協議第2号 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議傍聴要綱(案) について

協議第3号 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議録等公開要綱(案) について

協議第4号 白河市・表郷村・大信村合併協議会小委員会規程(案) について

協議第5号 白河市・表郷村・大信村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案) について

協議第6号 白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画(案) について

協議第7号 新市建設計画策定方針(案) について

協議第8号 合併協定項目(案) について

協議第9号 合併の方式について

協議第10号 合併の期日について

協議第11号 新市の名称について

協議第12号 新市の事務所の位置について

協議第13号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

(3) その他

第2回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程について

白河市・表郷村・大信村合併協議会の組織体制について

その他

8 閉会

午後 1時30分 開会

事務局総括次長(加藤俊夫) ただいまから第1回白河市・表郷村・大信村合併協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会進行を担当させていただきます協議会事務局の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議資料につきましては、協議会を設置した6月10日以降に資料の調整等を行ったために事前に委員さんのお手元にお配りすることができず、本日の配付となってしまいました。今後の会議資料につきましては、原則として事前配付に心がけてまいりたいと考えておりますのでご了承願いたいと思います。また、今後の会議資料の保存用ファイルを用意させていただきましたのでご活用をお願いいたします。

それでは、早速お手元の会議資料の1ページの次第に沿って進行をさせていただきます。

初めに、本協議会会長の白河市長、成井英夫よりごあいさつ申し上げます。

会長(成井英夫) こんにちは。

本日ここに第1回白河市・表郷村・大信村合併協議会を開催いたしましたところ、協議会委員の皆様方におかれましては、任意合併協議会から引き続き本協議会の委員にご就任をいただきますとともに、ご多忙の中にもかかわらずご出席をいただき心より感謝申し上げる次第でございます。

また、本協議会の顧問に引き続きご就任をいただきます福島県県南地方振興局の友部局長様、並びに福島県総務部市町村領域広域行政グループの斎須参事様におかれましては、大変お忙しい中ご臨席を賜り厚く御礼を申し上げます。さらには、福島県ご当局におかれましては、「合併重点支援地域」への指定及び「人的支援」の要望に対しまして迅速なるご対応を賜り、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、市町村合併は避けて通れない重要かつ緊急の課題であるとの共通認識のもとに、昨年12月24日、白河市・表郷村・大信村の3市村による任意合併協議会を立ち上げ、以来5回の協議会を開催し、委員の皆様方にご協議をいただいてまいりました。ご案内のとおり、去る5月27日、第5回の任意合併協議会におきまして法定合併協議会への移行が確認され、次のステップへ進むべきとの最終的なご判断をいただいたところであります。これを受け、6月9日、3市村の議会において、議会議員の皆様方のご理解のもと、法定合併協議会設置議案等の議決をいただき、翌6月10日には協定書調印式及び協議会設置式を挙行し、本協議会を立ち上げたところでございます。

任意合併協議会におきましては、将来人口推計、財政シミュレーション、新市将来構想の策定、住民意識調査の実施などについてのご協議をいただいてまいりましたが、本合併協議会におきましては任意協議会における検討内容を基礎として、合併後の新しいまちづくり計画となる「新市建設計画」の策定や合併の方式・期日、新市の名称、事務所の位置のいわゆる基本4項目を初め、行政サービスや住民負担の調整など合併協定項目の協議を行っていただくこととなります。

現行の合併特例法による財政支援措置を活用できることとなります。来年3月末日までの県知事に対する合併申請期限まで残すところ9カ月余りとなった今、新市建設計画の策定や合併協定項目の調整・協議など法定合併協議会で協議していかなければならない項目は膨大なものがあり、また、それら一つ一つが住民の皆様方の日常生活に深いかわりを持つものであることを考えれば、今後の協議に当たりさまざまな課題が生ずることも予想されるところであります。しかしながら、これまで築き上げてきました3市村の信頼関係を基礎として、白河市、表郷村、大信村の住民を代表する皆様方により、それぞれの持つ歴史、文化、伝統などについてさらなる共通認識が深められ、互いに尊重・理解し合いながら、将来の新市のあり方について真摯な協議が進められていくものをご期待を申し上げますとともに、その結果、必ずや大きな成果がもたらされるものと私は確信いたしております。

今後の白河市・表郷村・大信村合併協議会の円滑な運営に対しまして、協議会委員の皆様のご理解・ご支援をお願い申し上げますとともに、ここにご参会の皆様方のご健勝とご多幸をご祈念申し上げ、簡単ではございますが、あいさつにさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

事務局総括次長(加藤俊夫) ありがとうございます。

次に、本協議会副会長の表郷村長、滝田国男よりごあいさつを申し上げます。

副会長(滝田国男) あいさつをということですので、副会長という立場でありながらも一言あいさつさせていただきます。

ただいま会長の方から、法定協議会に臨む気持ちをあいさつの中で述べていただきましたので、重なり合うものは割愛させていただきます。一言あいさつさせていただきたいと思っております。

本日の記念すべき第1回の法定協議会をこの大信村の地を借りて開催する、この意義の大きさを改めて痛感しております。3市村とも均衡ある考え方でこの合併協議会に臨むという姿をまさに表した大きな意義のある第1回の会合の開催地だと認識しております。この緑あふれた自然の豊かな地域をこれからも発展させ守り続けること、それが今の平成の合併での大きな意義があるものと認識しております。

昭和の時代の1足す1は1にしかならなかったというような発展途上の考え方での合併論ではなく、1足す1は、3、4、5と数が大きくなる、そういう期待感を膨らませた合併論議になることが今一番求められている社会の大きな動きだと認識しております。そのような意義のある大切な協議としてこれから数を重ねていって、将来にわたりこの地域がより一層発展飛躍するような、そういうふうな先進者としての合併協議をどんどん進めていっていただきたいと思っております。

意味のある県南地方での唯一の協議会でもありますので、県南地方のまさしく先駆者として合併協議が進んでいくことを期待申し上げますとともに、誠意を持ちながら、この協議会のメンバーとして数多くの会に出席賜る、その皆さんの熱意に改めて感謝と敬意を申し上げながらあいさつに代えさせ

ていただきます。

本当にこれから長い期間になると思いますが、よろしくご審議をお願いいたします。

事務局総括次長(加藤俊夫) ありがとうございました。

次に、本協議会副会長の大信村長、渡部泰夫よりごあいさつを申し上げます。

副会長(渡部泰夫) 3市村の合併協議会第1回の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この3市村による合併協議会は、任意合併協議会の成果を引き継ぎ、合併に向けて現実的な協議を行っていくわけですが、合併特例法の期限による時間的な制約もございますし、また、協議の過程では地域の現状の差から出てくるさまざまな課題が生ずることも予想されるものと思っております。しかし、私はこの協議会のお集まりいただきました皆さんは、3市村の住民の皆さんが幸せな家庭を送っていただくためにはどうするべきかという共通の認識をお持ちだと思います。その思いがあれば、おのずからその道は開けるものと確信をしているところであります。

どうか皆さんの郷土の発展と住民の幸せの向上を願う思いによりまして、合併協議会の場で真摯な協議が展開され、その結果、住民の皆さんのご期待ご要望に応えられるすばらしい新市の建設がなされることを切に希望しているところでございます。

どうかご参会の協議会の皆様方には改めて協議会の合意に対しご指導ご協力をお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

事務局総括次長(加藤俊夫) ありがとうございました。

続きまして、本日、任意協議会に引き続き本協議会の顧問にご就任をいただいております福島県南地方振興局長の友部様及び福島県市町村領域広域行政グループ参事の斎須様のお二方からごあいさつを賜りたいと存じます。

初めに、友部局長様からお願いいたします。

福島県南地方振興局長(友部俊一顧問) 法定合併協議会のスタートにあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

白河市、表郷村、大信村の皆様におかれましては、昨年12月に任意合併協議会が設置されて以来、新市の将来構想や財政シミュレーションなどをまとめるとともに、住民意識調査や住民説明会などを経て本日の第1回法定協議会を迎えられました。この間、関係の皆様のご努力と地域の将来を考えてのご決断に深く敬意を表する次第でございます。

さて、法定合併協議会は、合併の是非を含めて市町村合併に関するあらゆる事項を協議する場でございます。今後、地域の将来の方向性から細かい事務事業のすり合わせまでさまざまな協議を進めることになるものと思いますが、その協議はまさしく3市村の現状を見つめ直し、進むべき方向性を見出す貴重な場であります。協議の過程におきましては様々な問題点や課題が生ずることも予想されますが、3市村の皆様はこれまで以上に互いを理解し尊重しながら活発に議論をなされることを期待し

ております。

県といたしましては、でき得る限りの支援をしてまいり所存でありまして、6月11日には当該地域を「合併重点支援地域」に指定するとともに、6月15日から県職員を協議会事務局に駐在勤務させたところであり、今後とも当協議会における協議が円滑に進みますよう、関係機関との連携を密にしながら適時適切な支援に努めて参りたいと考えております。

終わりに、本協議会における協議が実り多いものとなりますよう、また、当地方の将来にとりましてよい選択となりますことを祈念いたしましてあいさついたします。

よろしく願いいたします。

事務局総括次長(加藤俊夫) ありがとうございます。

次に、斎須参事様からごあいさつをお願いいたします。

福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事(斎須秀行顧問) まずもって、法定合併協議会が立ち上がりまして、このような形で第1回目協議会が開催されますことを心からお喜び申し上げます。

合併の議論は新しいまちづくりの議論でもあります。そういう意味で私の方から3点ほどお話ししたいと思います。

1つは、合併に対する地域の方々の夢ですね、ぜひこの夢をこの協議会の場でも出し合っていたきたいということでもあります。2つ目は、委員の皆様方、それぞれ地域の中で素晴らしい地域づくりをこれまで行ってまいりました。ぜひこれまでの地域づくりに傾けた情熱をこの協議の場でも傾けていただきたい、その情熱をぶつけていただきたいと思います。最後の3つ目ですが、会長さんを初め皆さんのお話にありますように、3市村、これから協議を進めるに当たりましては、それぞれの地域に対する配慮、これが必要なのではないかと思います。未来への夢、そしてこれまでの皆様方の地域づくりにかけた情熱、そしてそれぞれの地域に対する配慮、これをもって実りある協議ができますことをご期待申し上げたいと思います。

私は、私どもの立場でできる限りのことをさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

事務局総括次長(加藤俊夫) ありがとうございます。

続きまして、次第の4番、委嘱状の交付に入りますが、本協議会会長、成井英夫から皆様方に対しまして協議会委員の委嘱状を交付させていただきたいと思います。

私の方でお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いします。

横井孝夫様。

白河市・表郷村・大信村合併協議会委員に委嘱する。

委嘱期間は平成16年6月18日から合併協議会解散の日までとする。

平成16年6月18日。白河市・表郷村・大信村合併協議会会長 白河市長 成井英夫。

以下、委嘱内容を省略させていただき、お名前のみをお呼び申し上げますのでご了解願います。

中根静様。大谷英明様。大高正人様。荒井一郎様。藤田清様。三森繁様。矢口秀章様。星吉明様。深谷久雄様。穂積栄治様。鈴木勇一様。池嶋貞様。大越喜平様。柳恵子様。佐川京子様。金内貴弘様。和知幸男様。滝田知守様。緑川正年様。深谷美佐子様。鈴木克彦様。添田勝治様。大竹徳一様。大戸文治様。橋本良示様。添田潔恵様。

引き続き顧問の委嘱を行います。

友部俊一様。

白河市・表郷村・大信村合併協議会顧問に委嘱する。

委嘱期間は平成16年6月18日から合併協議会解散の日までとする。

平成16年6月18日。白河市・表郷村・大信村合併協議会会長 白河市長 成井英夫。

斎須秀行様。

以上で委嘱状の交付を終わります。

なお、監査委員につきましては、本日の会議にはご参加いただいておりますので後日委嘱状を交付させていただきたいと思っております。ご了解願います。

続きまして、本協議会の事務局職員を紹介させていただきたいと存じます。

事務局長（木村全孝） 事務局長の木村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の4ページに事務局職員の名簿を掲載しておりますので、そちらをごらん願いたいと思っております。

去る6月11日に福島県合併重点支援地域に指定されたことに伴いまして、6月15日付で県から職員を派遣していただいております。事務局総括次長、計画担当の中島でございます。

事務局総括次長（中島博） 中島と申します。白河市、表郷村、大信村の将来を考えるこの協議の場におきまして、裏方として少しでもお役に立てるよう頑張っていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長（木村全孝） そのほかの職員につきましては任意合併協議会からの引き続きということでございますので紹介を省かせていただきますが、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

また、さきの任意協議会で、穂積委員さんから事務局職員を増員して事務局の体制を強化したらどうかというような温かいご意見をいただきまして私どもも大変喜んでおったわけでございますが、その後、3市村長さんの特段のご配慮をいただきまして、今月、来週月曜日ですが、21日に3市村からそれぞれ1名ずつ職員を事務局職員として配属される予定になっておりますことをお知らせしたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局総括次長（加藤俊夫） 続きまして、次第の6番、任意合併協議会における確認事項について事務局から説明をさせていただきます。

事務局長（木村全孝） それでは、資料の5ページをごらん願います。

任意合併協議会におきまして5回の協議会を開催しておりますが、この中で法定合併協議会に引き継ぐ事項としまして、以下の3項目を確認いただいております。

まず1つ目としまして、事務事業の調整に関する事項ですが、第2回協議会において、3市村で行われております1,380からの事務事業につきまして、6ページの方に別紙の事務事業の調整方針があるわけですが、これに基づきまして調整を図ることとするということが確認されております。

2つ目としまして、新市建設計画の策定に関する事項ですが、第3回協議会で新市将来構想及び財政シミュレーション、それから第5回協議会で住民意識調査及び住民説明会について協議をしていただきました。これらについては、今後新市建設計画を策定する際の基礎的な資料として活用することが確認されております。

3つ目としまして、合併協定項目に関する事項ですが、第5回協議会で3市村が合併した場合の庁舎の機能として総合支所方式を基本に調整を図ることを確認したところであります。

確認事項については以上であります。

事務局総括次長(加藤俊夫) 続きまして、次第の7番、議事に入りますが、協議会規約第9条第4項の規定により、会長が議長となることとなっております。議事の進行につきましては、会長であります成井白河市長をお願いいたします。

議長(成井英夫会長) それでは、規約の定めにより暫時議長を務めさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

なお、大変暑くなってきておりますので上着を脱いで結構でございます。どうぞお願いを申し上げます。

それでは、議事に入る前に、本日の委員の出席状況について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局総括次長(加藤俊夫) 本日の委員の出席状況についてご報告を申し上げます。

本日の出席委員は30名全員でございます。よって、協議会規約第9条第3項に規定する半数以上の委員の出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。

議長(成井英夫会長) ありがとうございます。

次に、傍聴席における写真等の撮影及び録音を許可することについてお諮りいたします。

本日の会議においては、写真等の撮影及び録音について、これを許可することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) 異議なしということですので、議長において本日の会議における写真等の撮影及び録音についてこれを許可することといたします。

次に、法定協議会の会議については会議録を作成することになります。委員の中から会議録署名人をお願いしたいと考えておりますが、今回の会議については議長において署名人を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、議長において、本日の会議の会議録署名人として、白河市の横井孝夫委員、表郷村の荒井一郎委員、大信村の添田勝治委員の3名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。3人の方をお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

まず、1の報告事項についてですが、報告第1号 白河市・表郷村・大信村合併協議会規約についてから報告第7号 白河市・表郷村・大信村合併協議会財務規程についてまでは、本協議会の規約及び規程関係であるため、事務局から一括して報告していただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） それでは、報告第1号から7号まで一括して事務局の説明を求めます。
事務局。

事務局長（木村全孝） それでは、資料の9ページをごらん願います。

報告第1号から第7号につきましては、いずれも任意協議会での内容と一部文言の変更や条項を前後させたというところもございますが、基本的には同じでございますので、説明は主な改正部分についてのみをしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、施行日につきましては、いずれも平成16年6月10日となっております。

まず、報告第1号の規約につきましては、第5回の任意協議会で提案したものと同じでありますので、説明は省略いたしたいと思います。

次に、12ページをごらん願います。

報告第2号 規約に関する協定書につきましては、13ページをごらん願いたいと思います。

合併協議会規約に規定しております3市村の長が協議して定める事項及びその他の事項につきまして、6月10日に協定書を締結いたしましたものでございます。

次に、15ページをごらん願います。

報告第3号 事務局規程につきましては、各班（総務班、計画班、調整班）の分掌事務の一部が法定協議会で行う事務ということで変更しております。また、会長印についても変更しております。

次に、20ページをごらん願います。

報告第4号 幹事会規程についてであります。これまでとほぼ同じということでございますので、説明については省略させていただきます。

次に、23ページをごらん願います。

報告第5号 専門部会設置要綱につきましてもこれまでと同じであります。25ページをごらんいただきたいと思っております。

25ページの構成員、別表でございますが、専門部会名の一番下に新市建設計画策定部会というの
がございます。これが今回新たになったものでございますが、この部会につきましてはこれまで将来
構想検討部会としてあったものを新たな部会としたものでございます。

なお、構成員につきましてはこれまでの将来構想検討部会と同じであります。

26ページをごらん願います。

報告第6号 分科会設置要綱についてであります。これについても任意協議会の内容と同じでござ
います。

次に、29ページをごらん願います。

報告第7号 財務規程については、これまでとほぼ同じということでございますので、説明につい
ては省略させていただきます。

報告第1号から報告第7号については以上であります。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がありました報告第1号から第7号までについて、ご意見、ご質問等がご
ざいましたらお願いを申し上げます。

なお、発言される場合は氏名を述べた後に発言していただくようお願い申し上げます。

ありませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ないようでございますので、報告第1号から第7号について原案のとおり
承認することよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、報告第1号 白河市・表郷村・大信村合併
協議会規約についてから報告第7号 白河市・表郷村・大信村合併協議会財務規程については原案の
とおり承認することといたします。

次に、報告第8号 平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会歳入歳出予算についてを議題
といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長（木村全孝） それでは、資料の32ページをごらん願います。

合併協議会の予算でございますが、これにつきましても前回の第5回任意協議会におきまして提出
したものと同じでございます。歳入歳出予算をそれぞれ2,435万8,000円と定めたものでございます。

説明については省略させていただきたいと思っております。よろしくようお願い申し上げます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がありました報告第8号について、ご意見、ご質問等がありましたら願
いいたします。

(「なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ないようでございますので、報告第8号については原案のとおり承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) 異議なしということですので、報告第8号 平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会歳入歳出予算については原案のとおり承認することといたします。

続きまして、2の協議事項に移ります。

協議第1号 白河市・表郷村・大信村合併協議会会議運営規程(案)についてから協議第5号 白河市・表郷村・大信村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)についてまで、これも本協議会の規約及び規程関係となりますので、一括して議題とすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) 異議なしということですので、協議第1号から第5号までについて一括議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局長(木村全孝) それでは、資料の37ページをごらん願います。

協議第1号から第5号につきましては、任意協議会での内容と基本的には同じでありますので、主な改正部分について説明させていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

なお、施行日につきましてはいずれも本日6月18日となっております。

まず、協議第1号でございます。会議運営規程(案)につきましては、第8条に会議録の署名を新たに追加しまして、会議ごとに議長が指名するとしております。主な改正点はそのところでございます。

次に、40ページをごらん願います。

協議第2号 会議傍聴要綱(案)につきましては、次の41ページをごらん願います。

申しわけありませんが、訂正をお願いしたいと思います。第1条の「この規程は、」となっておりますのが、「この要綱は、」とご訂正をお願いしたいと思います。申しわけありません。

改正点としましては、第2条の2項で、これまでは傍聴人の定員を20人以内としていたものを、会場の規模に応じて会長が定めるとしてあります。

次に、43ページをごらん願います。

協議第3号 会議録等公開要綱(案)については、会議録等につきましては原則公開としておりますが、公開することが適当でない認められた場合としまして、新たに第3条に公開の制限を設けてあります。また、公開する会議録や公開する方法につきましては実態に即した内容としてあります。

次に、45ページをごらん願います。

協議第4号 小委員会規程(案)につきましては今回新たに規程するものでございます。

46ページをごらん願います。

この規程につきましては、協議会規約第11条第2項の規定に基づきまして定めたものでございまして、小委員会につきましてはの所掌事務として協議会から付託された事項について調査、審議を行うということでございます。

また、小委員会の委員でございますが、会長が協議会の会議に諮り協議会の委員のうちから指名するとなっております。

また、第4条には、小委員会は、委員長1名、副委員長1名を置くとしております。また、委員長及び副委員長につきましては小委員会の委員の互選により選出するとなっております。

また、小委員会の会議につきましては、委員長が召集し、委員長はその会議の議長となる。会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。会議につきましては、非公開とするとしてございます。

また、関係者等の出席ということで、必要に応じて関係者の出席を要請することができるとしております。

報告としまして、委員長は協議会から付託された事項の調査、審議等の結果について、協議会に報告しなければならないとしております。

なお、小委員会に付託する事項としまして、一般的には分科会や専門部会で検討することについてなじみにくいというような事項としております。この規程を受けまして、この後の協議事項におきまして、協定項目のうちの数項目について小委員会の設置を提案させていただく予定をしております。

次に、47ページをごらん願います。

協議第5号 委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)でございますが、基本的にはこれまでと同じであります。第3条の費用弁償、旅費につきましては、その額を区分ごとに明示しております。

協議第1号から第5号については以上であります。

議長(成井英夫会長) ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました協議第1号から第5号について、ご意見、ご質問がありましたらお願い申し上げます。

ありませんか。

(「なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ご意見もないようですので、協議第1号から第5号について原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) 異議なしということですので、協議第1号 白河市・表郷村・大信村合併

協議会会議運営規程(案)についてから協議第5号 白河市・表郷村・大信村合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程(案)については原案のとおり承認することといたします。

次に、協議第6号 白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局長(木村全孝) 49ページをごらん願います。

協議第6号 事業計画(案)についてでございます。

50ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、会議の開催としましては、協議会につきましては、これまで同様、合併協定項目及びその他合併に関する事項について協議及び調整を行うため協議会を開催することとしております。

また、小委員会につきましては、協議会の決定に基づきまして必要に応じて小委員会を設置して、協議会から付託された事項について調査及び審議を行うこととしております。

その他の会議につきましては、協議会における協議事項を調整するため、幹事会、専門部会、分科会等の各種会議を随時開催するということとなっております。

2つ目としまして、新市建設計画の策定についてですが、策定方針に基づきまして、各市村の総合計画、地域の特性、住民の意向等を踏まえながら、3市村の速やかな一体化を促進して地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るため、新市建設の基本方針、新市の根幹となるべき事業に関する事項、公共施設の適正配置と整備に関する事項、財政計画等を内容とする新市建設計画を策定するとしております。

3つ目としまして、事務事業の一元化についてですが、事務事業の一元化を図るため任意合併協議会で承認されました事務事業調整方針に基づきまして、行政サービスの向上と住民負担の均衡を原理原則として、引き続き、分科会、専門部会、幹事会等の協議により調整案を作成するものであります。

4つ目としまして、新例規立案・策定についてですが、事務事業等の一元化調整に合わせて新市における条例、規則等の例規を作成するものであります。

5つ目としまして、電算システムの統合についてですが、3市村の電算システム及びネットワーク等の現況調査を行い、電算システムの統合に向けた基本方針を策定して統合の準備を行うものであります。

6つ目の住民への情報提供としましては、これまでと同じく定期的に協議会だよりの発行を予定しております。

51ページをごらん願います。

協議会のホームページの開設ということで、こちらにつきましてはこれまでと同じ内容で進めてまいりたいと考えております。シンポジウムの開催、こちらにつきましては8月ごろを目途に準備を進

めてまいりたいと思います。また、新市建設計画ダイジェスト版の作成配布ということで、こちらにつきましても全世帯に配布するというところで準備をしたいと思います。また、住民説明会の開催に対する協力ということで、今後3市村が主体となり開催される住民説明会に協議会として参加、協力をさせていただくものであります。

次の52ページには、今後の協議スケジュールを掲載しておりますが、第5回の任意協議会におきましてもこのスケジュールをお示したところでございますが、内容につきましてはほとんど変わりありませんが、一部、新市建設計画の策定期間について予定を早めた部分がございます。

なお、新市建設計画策定スケジュールや協定項目の提案時期等につきましては、この後の協議事項の中でご説明したいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

協議第6号については以上です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました協議第6号 白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画（案）についてご意見、ご質問をお願い申し上げます。

橋本委員。

橋本良示委員 大信村の橋本です。

合併協議のスケジュールの中で、8月にシンポジウムの開催となっておりますが、8月のいつごろになるか、場所はどの辺になるのか。また、内容はどうなるのか、その辺お聞かせ願いたいと思います。

議長（成井英夫会長） 事務局長。

事務局長（木村全孝） 時期的にはこのスケジュールに書いてありますように8月ということで、8月の下旬ごろを予定しております。ただ、場所もまだ確定しておりませんし、どのような内容だということもまだ決まっておりません。今後その辺を詰めていきたいと思っております。ある程度固まってきましたら皆様にお知らせしたいということで、ご理解願いたいと思います。

橋本良示委員 できるだけ多くの住民の方に参加していただきたいので、周知の方を早くしていただきたいなというふうに考えます。

以上です。

事務局長（木村全孝） そのような形で進めていきたいと思っております。

議長（成井英夫会長） そのほかありませんか。

ないようでございますので、協議第6号について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

議長（成井英夫会長） ご異議なしということですので、協議第6号 白河市・表郷村・大信村合併協議会事業計画については原案のとおり承認することといたします。

次に、協議第7号 新市建設計画策定方針（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長。

事務局総括次長(中島博) 協議第7号でございます。新市建設計画策定方針（案）について。

新市建設計画策定方針（案）について、次のとおり提案する。

資料の方は53ページからごらんいただきたいと思います。54ページから説明させていただきます。

説明の方、座ってさせていただきます。

54ページの新市建設計画策定方針（案）をごらんいただきたいと思います。

まず、1番、新市建設計画の役割ですが、本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づく法定計画として策定するもので、白河市、表郷村、大信村が合併した場合の「新市のまちづくり」を進めていくための基本方針を定め、3市村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るための方策を示すものです。

この建設計画という名称ですが、これは法律上の名称を取っているために建設計画となっておりますが、名称から、道路ですとか建物のようなハード、そういったものを連想されがちですが、ハード、ソフトを含めて新市の方向性、ビジョンを示すということで、建設というのはまちづくりという意味になっております。

続きまして、2番、策定上の留意事項ですが、本計画は、次の事項に留意して策定しますということで5点挙げてございます。

まず、(1)本計画は、新市将来構想を基礎とし、新市将来構想で示した「新市の将来像」「基本目標」「基本施策」を生かした計画としますということで、先ほど任意協議会における確認事項で申し上げた点でございます。次に、(2)住民意識調査結果及び3市村で実施した住民説明会での意見等を踏まえ、住民意向を反映させた計画としますということで、これも先ほどの説明でありましたように任意協議会で確認された事項でございます。続きまして、(3)事業が中心部に集中することにより周辺部との間に格差が生じることをないよう新市の均衡ある発展に配慮した計画とします。(4)ハード面の整備に偏ることなく、ソフト面にも配慮した計画とします。(5)計画の内容が実現困難なものとならないよう、合理的で健全な行財政運営に裏づけられた計画とします。この5点を策定上の留意事項としております。

続きまして、3番、計画の構成ですが、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条にこの計画に盛り込むべき内容が示されておりますが、この趣旨に基づきまして新市建設計画は次の4項目を基本とした構成といたします。

まず、(1)は、合併市町村の建設の基本方針、これは先ほど申し上げましたようにまちづくりの基本方針ということになります。続きまして、(2)合併市町村または合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項、(3)といたしまして、公共的

施設の適正配置と整備に関する事項、(4)といたしまして、合併市町村の財政計画、この4つを主な項目とした構成といたします。

次に、4番、計画の期間でございます。この計画は、将来を見据えた長期的な展望により、その期間を合併後おおむね10年間といたします。これは新市将来構想の中で設定された期間と同じでございます。

続きまして、5番、行財政運営の方針、新市の財政計画につきましては健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることのないようにします。また、行政運営に支障のない範囲で職員数の削減及び適正配置を図りながら、組織の効率化に努めるものとします。

最後に、6番、住民への周知でございます。新市建設計画につきましても、将来構想同様概要版を作成いたしまして住民説明会に利用するほか、3市村への全戸配布、協議会だより、ホームページなどにより広く住民への周知を図り、3市村の合併の是非を判断するための資料として活用します。

以上、大きな6項目を策定方針(案)として挙げてございます。

なお、新市建設計画の位置づけにつきましては、新市将来構想を策定するときに概要につきまして説明いたしましたが、確認の意味で再度その位置づけについて補足説明したいと思います。

新市建設計画は、法定合併協議会が策定主体となって策定いたします。協議会において承認されて決定されますと、最終的には合併協定項目の1項目となります。すなわち3市村の合意事項ということで協定が結ばれるようになります。その後、3市村が合併した場合には、合併後の新市におきまして、この新市建設計画をベースにいたしまして、新市の総合計画ですとか、それに基づく各種の実施計画を策定しまして個々の施策を精査しながら実施していくということになります。建設計画の中にはまちづくりの根幹となる事業も載せるとなっておりますが、すべての事業を網羅するというのではなく、建設計画に掲げられた施策を実現させるために重要だと思われるもの、これを載せるような形になります。

なお、現在、3市村でそれぞれ実施しております各種の事務事業ですとか各種制度、あるいは住民負担にかかわってきます料金、そういった個々の細かい部分につきましては建設計画の中に盛り込むということではなく、この次にご協議いただきます各合併協定項目の中で詳しく協議をいたしまして、それぞれ合併協定項目の1項目として決定されていくということで、当然、この建設計画と個々の事務事業の調整は整合性を図りながら進めていくことにはなりますが、建設計画の中に細かい事務事業が盛り込まれるということではございません。

以上、補足説明でございます。

続きまして、新市建設計画の策定の流れ、スケジュールでございます。

資料の方をおめくりいただきまして、55ページ、56ページをごらんいただきたいと思います。55ページが策定のフロー、56ページがスケジュールとなっております。

56ページのスケジュールの方がわかりやすいので、こちらでご説明したいと思います。

新市建設計画の策定につきましても、ほかの協議事項同様、部会、幹事会、正副会長会議を経て協議会にお諮りするという流れになっておりますが、ほかの項目と違いますのは、合併協議会の右側にあります県知事の欄、これが県への協議が必要だという部分でございます。これにつきましては、計画全体につきまして県の立場から助言をいただくという意味合いがございます。もう一つ、新市建設計画には県が実施する事業についても盛り込むというようになっております。したがって、県事業についての調整を必要とするということでございます。当協議会としての建設計画に対する考え方というのを踏まえつつ、県の方では全県的な視点から調整が必要であるということから、事前に県に協議をするということになっております。

策定のスケジュールですが、合併協議会という欄をごらんいただきたいと思っております。番となっております。新市建設計画策定方針（案）の協議ということで、本日先ほどご説明いたしました方針（案）でございます。こちらがご承認いただけましたら、早速素案の策定に取りかかりまして、8月、となっております。新市建設計画（案）の協議ということで、第4回目、8月25日の協議会にお諮りしたいと考えております。その後、協議会での協議の内容を反映いたしまして県に事前協議をいたしまして、さらにその県への協議の結果を反映して修正案を作成しまして、再度10月の第7回協議会にお諮りしたい。その後、さらに修正を経た後、11月の第9回協議会に新市建設計画（案）及び概要版（案）という形でお示ししていきたいという予定で考えております。

新市建設計画策定方針（案）については以上です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がありました協議第7号 新市建設計画策定方針（案）についてご意見、ご質問をお願いいたします。

金内委員。

金内貴弘委員 白河市の金内と申します。

計画の構成、3番ですね、こちらの（4）の合併市町村の財政計画について質問なんですけれども、4番で計画の期間、おおむね合併後10年間を目途にするということが書いてあるんですけれども、財政的にいうと10年間というのは合併特例債が効いている、いわばどちらかというとボーナス期間的な時期ですよ。10年までと10年後から、11年から先というのは財政的な背景が劇的に変わると思いますので、こうした計画をきちんとやっていくことで11年後から先もちゃんとやっていけますよと、そういった部分を具体的でなくて結構ですので盛り込んでいただくことは可能でしょうか。

議長（成井英夫会長） 次長。

事務局総括次長（中島博） 財政計画につきましては、期間も含めてどのような形で載せるかという具体的な部分についてはこれから検討を進めてまいります。ただ、財政計画のみ長期間載せるという整理よりは、計画そのものとしては10年間を見据えた内容で整合性を図った内容を考えており

ます。しかし、長期的な財政的な見通しが必要というのはおっしゃるとおりですので、ベースとなる資料として当然そのような整理はしてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

金内貴弘委員 ありがとうございます。

議長（成井英夫会長） よろしいですか。

そのほかございませんか。

藤田委員。

藤田 清委員 大信の藤田です。

2番の策定上の留意事項の中で、(2)番の住民意識調査結果及び3市村での実施した住民説明会での意見等を踏まえて住民意向を反映させた計画としますという中で、56ページの新市建設計画策定スケジュールの中で、6月から7月にかけて、その中で、骨格案の検討及び事業の抽出・調整という中で、建設計画の右端の方に住民意見の反映と書かれているんですけども、これはどういう形で実施して住民意見の反映を取り入れるのか、ちょっとこの形をどういう形でやりたいのか、お聞きしたいんですけども、お願いします。

議長（成井英夫会長） 次長。

事務局総括次長(中島博) 住民意見の反映については、骨格案の検討及び事業の抽出・調整をするという段階において、専門部会及び担当者会議における事務レベルの策定作業という意味でこちらにこういう項目で載せてございますが、右側の建設計画のところで、住民意見の反映、主要事業調査シートの提出、こういうものを検討いたしまして、それを踏まえて、骨格案の検討及び事業の抽出・調整を行うという意味でございます。

議長（成井英夫会長） 藤田委員、よろしいですか。

藤田委員。

藤田 清委員 そうしますと、この中での住民意見の反映ということは、今までの調査、恐らく説明会等から出された意見等を、分科会、専門部会等の中で決めていくというふうな形でとらえていいんですか。

議長（成井英夫会長） 次長。

事務局総括次長(中島博) 住民意識調査ですとか、住民説明会で出た意見につきましては、当然、分科会、専門部会等におきましてもそれを踏まえて検討を進める必要があるということで、その結果を踏まえた形で分科会、専門部会でそれを反映させるにはどのような案にしていこうかという検討をするということになります。

議長（成井英夫会長） よろしいですか。

藤田 清委員 はい。

議長（成井英夫会長） そのほか。

矢口委員。

矢口秀章委員 策定上の留意事項の(3)事業が中心部に集中することよりの欄で、均衡ある発展に配慮した計画としますということなんですけれども、文章的には問題なくても、配慮には広い意味があるものですから、具体的にどういうことを配慮しているのか、このような文章とした考え方をちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが、事業が中心部に集中することが事実で、しないようにするという配慮なのか、3市村の全体的な発展に配慮するのか、どちらの意図で使われたのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議長(成井英夫会長) 次長。

事務局総括次長(中島博) ここで申し上げております配慮というのは、新市の全体の均衡ということを中心に念頭に置いて検討を進めるという意味でございます、1カ所に集中するとかそういうことではなく、全体を見てバランスのいい、均衡ある発展、これを常に念頭に置きながら計画の検討を行っていくという意味でございます。

議長(成井英夫会長) よろしいでしょうか。

矢口秀章委員 はい。

議長(成井英夫会長) そのほかございませんか。

(「なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) ないようでありますので、協議第7号について、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(成井英夫会長) 異議なしということでございますので、協議第7号 新市建設計画策定方針(案)については原案のとおり承認することといたします。

次に、協議第8号 合併協定項目(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長。

事務局次長兼調整班長(鈴木昌美) 事務局調整班、鈴木と申します。よろしく願いいたします。

資料は57ページからになります。座って説明させていただきます。

協議第8号 合併協定項目(案)について。

合併協定項目(案)について、次のとおり提案する。

58ページになります。

この合併協定項目(案)につきましては、去る3月30日に開催されました第3回任意協議会の議事の中においてもご説明をさせていただいております。基本的にはその時にお配りしたものと同じものでございますが、変更をした部分についてご説明いたします。

まず、合併特例法に規定されている項目の6番、地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱いというところでございますが、以前は地域審議会のみを計上しておりましたが、先の国会におきまし

て合併関連三法案が成立しまして、合併特例区、それから地域自治区の創設について法律が成立しましたので、この部分をつけ加えたものでございます。

それから、その他の項目の24番、各種事務事業の取扱いというところでございますが、以前にお示したものにつきましては中項目の7つについて掲載しております。それにつきましては24 - 1、24 - 2 というふうに24 - 7までございますが、今回はさらに小項目に細分化した23項目とさせていただいております。これにより、基本的な項目が5項目、番の合併特例法に規定されている項目が5項目、その他の項目として14項目の合併協定項目ということになります。

資料の59ページをごらんいただきます。

ここからは合併協定項目の今後の協議会に対する提案スケジュールでございます。

59ページの第1表につきましては、今後の合併協議会の提案の内容でございます。それぞれ本日の第1回から10月22日予定の第8回までにおいて、これらの協定項目について分割して提案していくという考え方でございます。今までの任意協議会におきまして、各委員の方々から、特に住民負担の伴うものや住民の生活との密着度が高いものについてはできるだけ早めに提案というようなご要望がございましたので、それらを踏まえ、現在3市村の事務レベルで事務事業調整を行っておりますが、それらについてはできるだけ前倒しを行って、協議会の方に提示するというところでこういうスケジュールを組ませていただきました。

また、60ページは、前ページの第1表を図化したものでございます。

基本的にこういう形で提案をしていく予定でございますが、事務局としましては提案時の協議会において決定をいただければ一番ありがたいわけですが、協議項目によりましては必ずしも1回の協議会で決定することが難しいものもございます。その場合、継続協議などとなることが予想されますが、1つの目安としてなんですけれども、提案した案件につきましては次回の協議会で決定いただきたいというのが事務局の考え方でございます。ただしこれは原則であり、協議に期間がかかる項目については、必ずしもこれにこだわるものではございません。

以上で協議第8号についての説明を終わります。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がありました協議第8号 合併協定項目（案）についてのご意見、ご質疑をお願い申し上げます。

ありませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご意見がないようでございますので、協議第8号について原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、協議第8号 合併協定項目

(案)については原案のとおり承認することといたします。

暫時休議 14時30分

再開 14時45分

協議第9号 合併の方式についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長(鈴木昌美) 協議第9号 合併の方式について【協定項目1】

合併の方式について、次のとおり提案する。

白河市、西白河郡表郷村、同郡大信村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設(対等)合併とするということです。

合併の方式につきましては、去る3月30日開催の第3回任意協議会におきまして、3市村の首長間におきまして、新設合併、いわゆる対等合併とするということで申し合わせをした旨の報告をしたところでございます。

合併の方式につきましては、今後の事務事業の一元化調整、並びに協議会におきます合併協定項目の協議におきましてすべての基本となるものでございます。本件につきましては、可能であれば本日まで決定をいただきたいと考えております。

資料の62ページをごらんいただきたいと思います。

合併の方式につきまして新設合併と編入合併がございますが、それらについての比較を表としてまとめております。

まず、新市の法人格というところでございますが、新設合併におきましては、合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格がすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生するということですが、編入合併におきましては、編入する市町村の法人格がそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅するというところでございます。

新市の名称につきましては、新設合併は、法人格が消滅するため新たに制定するというところ、それから編入におきましては、通常は編入する市町村の名称とするところが多いんですが、新たに制定することもできるということです。

事務所の位置につきましても、新たに制定することになります。編入合併におきましては、通常は編入する市町村の事務所の位置となるということです。

市町村長の身分ということですが、法人格が消滅することに伴いまして、すべての首長がその身分を失うこととなります。新首長は新しい市町村の選挙で選任されるということになります。編入合併の方では、編入する市町村の首長の身分に変更はなく、編入される市町村の首長はその身分を失うと

いうことです。

次に、議会議員の身分ということで、議会議員の身分と、それからその下の農業委員会委員の身分につきましても原則と特例がございます。原則につきましては、新設合併においては法人格が消滅するためすべて失職することになりますが、合併特例法等により特例が定められておりますが、議会の議員の身分の詳細につきましては、協議第13号の方で詳しく説明をしたいと思います。

次に63ページをごらんいただきたいと思います。

その他の特別職の身分ということですが、新設合併におきましては、市町村の法人格の消滅によりその身分を失うということですが、行政委員会のうち次に挙げます委員につきましては、新市町村長の就任を待たず、正規の手續による委員が選任されるまでの間委員を定める特別選任手續が定められているということで、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、固定資産評価審査委員会委員がその委員でございます。

それから条例・規則等につきましては、新設合併の場合、合併関係市町村の条例・規則はすべて失効しますので、新たに制定することとなります。

それ以外の資料につきましては、これまでの合併の先進事例を掲載しております。

以上、合併の方式についての説明です。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました協議第9号 合併の方式についてご意見、ご質問等お願い申し上げます。

穂積委員。

穂積栄治委員 表郷の穂積です。

ただいま事務局から説明がありましたように、本日、できればこの項目は決定した方が私はよろしいかなと思います。

議長（成井英夫会長） ほかにございませんか。

この項目につきましては、任意協議会の中において前にご提案というか、ご説明はさせていただいておるところでございます。

ご意見がないようですので、協議第9号 合併の方式については原案のとおり白河市、西白河郡表郷村、西白河郡大信村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併することを承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、協議第9号 合併の方式については原案のとおり承認することといたします。

次に、協議第10号 合併の期日についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長(鈴木昌美) 資料の64ページをごらんいただきたいと思います。

協議第10号 合併の期日について【協定項目2】

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法第6号)による特例措置の適用期限内とし、その期日については、再度協議するものとする。

合併の期日につきましては、これまで新市の将来構想、それから財政シミュレーション等を行ってきたところですが、これらにつきましてはすべて合併特例法の特例措置の適用を受けるということを前提に作成しております。そのため今回の提案につきましては、合併期日を特例措置の適用期限内とするということを法定協議会において再度確認決定をいただくものでございます。

調整内容の中で「再度協議するものとする」という文章がございますが、これにつきましては、今後合併協議を進める中で住民への周知期間、それから協議会での協議の進捗状況、さらには電算システムの統合に要する期間などを勘案しまして総合的に検討の上再度提案するというところでございますが、遅くともすべての協定項目の最終提案の見込みであります10月の第8回協議会までには提案したいと考えております。

資料の65ページをごらんいただきたいと思います。

ここからは調整内容ということで、合併の期日の決定についての説明資料になりますが、一番上、合併期日の決定に際しての留意事項とあります。大変重要なことと考えておりますので、朗読させていただきます。

まず、1番ですが、市町村が合併するためには関係市町村の各議会において議決してから、都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出、これは県の方で行いますが、総務大臣が官報に告示などさまざまな手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要があるということです。

2番目ですが、期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、電算システムの統合なども含みますが、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理、引き継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を定めることが望ましいということです。

3番目ですが、先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められているということで、この特定期日といいますのは、年度初めの4月1日とか、月初めの何月1日とか、そういう期日にこだわるものではないということでございます。

4番目ですが、合併特例法による特例の適用期限は、平成17年3月31日までに都道府県知事に合併を申請をし、平成18年3月31日までに合併が行われたときということで、今回の合併三法の改正によりまして変わった部分でございます。

既にご承知と思いますが、確認の意味で説明させていただきますが、「合併の期日」とは、「合併の協定書を締結した日や議会の廃置分合の議決を得た日ではなく、県の議決や国への承認手続を経た後に協定書で、定めておいた日をもって合併する日が合併期日となる」ということでございます。

その下には、先進事例としまして合併の調印から合併日までの事例を挙げております。短いところで5カ月というところがございますが、おおむね8カ月から1年数カ月というのが多いようございます。

次に、66ページですが、申しわけないんですが、資料に誤りがございます。訂正をお願いしたいと思います。議会議員の表郷村の任期、これは誤りでございます。平成16年2月1日から平成20年1月31日となります。申しわけございません。

ここには3市村の首長、議会議員、それから農業委員会委員の任期を掲載しております。農業委員会委員の任期については3市村統一期日となっております。

以上、合併の期日についての説明でございます。よろしく申し上げます。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がありました協議第10号 合併の期日についてご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ご意見がないようございますので、協議第10号 合併の期日については、原案のとおり、合併特例法による特例措置の適用期限内とし、その期日については事務事業の調整状況等を見ながら再度協議するものとして承認してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、協議第10号 合併の期日については原案のとおり承認することといたします。

次に、協議第11号 新市の名称について及び協議第12号 新市の事務所の位置についての2案については、互いに密接な関係があるものと思われまますので、これを一括して議題とさせていただきます。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、協議第11号及び第12号を一括して議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

鈴木次長。

事務局総括次長兼調整班長（鈴木昌美） 資料の67ページをごらんいただきたいと思います。

協議第11号 新市の名称について【協定項目3】

新市の名称について、次のとおり提案する。

新市の名称については、新市の名称等に関する小委員会に付託し調整する。
資料68ページになります。

ここにおきましては、3市村のこれまでの形成過程等を記載しております。

まず、白河市ですが、明治22年町村制の施行に伴いまして白河町が成立しまして、その後4回の合併等を経まして現在の白河市となっております。表郷村ですが、明治22年、古関村、金山村、社村がございましたが、その後昭和30年の合併によりまして現在の表郷村が誕生しております。大信村につきましては、同じく明治22年にそれぞれ西白河郡信夫村、岩瀬郡大屋村がございまして、その後分村編入等がありまして、昭和30年に大屋村と信夫村が合併して大信村となっております。

69ページをごらんいただきたいと思います。

新市の名称の選定についての留意事項でございますが、まず、1番の新市の名称選定の視点ということです。市町村の名称は地域住民の日常生活に密着しており、新市の名称を選定する際には、地域の歴史、文化、地理的な背景や産業、経済、観光面等を考慮に入れ、知名度、定着度、住民の一体感の醸成や対外的にも覚えやすい名称であることを基本とし、将来にわたる発展性を視野に、住民アンケートの自由意見や市町村合併の住民説明会の際の意見などを参考にしながら決定する必要があるということでございます。

2番の市町村合併時の新市の名称についてですが、新設合併の場合、合併に伴い3市村の法人格が消滅しますが、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに新市の名称を定める必要がございます。この場合、いずれかの旧市町村の名称を使用することもできるということでございます。

4番目の新市の名称の選定方法ですが、新市の名称を選定する方法として、一般的に次のような5つの方法があります。これを図解したものが右の選択方法フローということになりますが、1番、合併協議会で名称を協議し決定する方法、それから2番目ですが、合併協議会の意見を受けて、首長協議にゆだね、その後協議会で承認するという方法、3番目ですが、合併協議会で小委員会を設置し、小委員会の意見を受けて協議会で決定する。本協議会においては、今回この3番目の案を提案しております。4番目ですが、公募による方法、全国または合併関係住民に公募するということです。それから、5番目として住民アンケートの方法がございます。

70ページですが、これまでの先進事例を掲載しております。

首長協議を経た事例としまして北上市がございます。それから、3つ目の二本松市ですが、これは現在協議会として協議中でございますけれども、二本松市の協議会におきましては、任意協議会後のフリートキングの中で意見が出たものを正副会長で集約して、一つの名前、二本松市を協議会に提案し決定したという方法です。

それから、公募及び住民アンケートの事例ということで掲載しております。全国的には大分多いという実態になっております。

次に、71ページの方をごらんいただきたいと思います。

新市の名称の選定状況です。

まず、(1)としまして、いずれかの市町村の名称を採用した例ということで、合併関係市町村の名称を採用した例でございます。このような実例を挙げておりますが、相対的に見ますと旧市町村名において歴史的な背景が要因となってそのまま使っているという例が多いようでございます。

(2)としましては、新しい名称を採用した例でございます。最近のところでは南アルプス市などがございますが、県内におきましては、田村郡5町村の田村市、それから会津美里町などがございます。また、この田村と会津美里については協議会で協議中です。この新しい名称を採用した例なんです、相対的に見ますと町村が合併して新市となって新しい名称を採用したという例が多いようでございます。

それから、72ページの方ですが、参考までにご説明申し上げますけれども、下の方に地方自治法の一部を改正する法律の施行ということがございます。昭和45年に自治事務次官の通知でございますけれども、この中で、「市の設置もしくは町を市とする処分を行う場合において、当該処分により、新たに市となる普通地方公共団体の名称については、既存の市の名称と同一となり、または類似することとならないよう十分配慮すること」という通達がございます。

皆様ご承知かと思いますが、伊達7町の合併協議の中で新市の名称について公募等を行って論議になっておりますが、その中で伊達7町合併協議会においては、既存の市の名称と同一となり、または類似することにならないよう配慮するという国の見解を踏まえて、住民アンケートでは北海道に伊達市があることから、伊達を対象外としたところでございますが、その後、岩手県宮古市と同じく沖縄県に来年1月に宮古市が誕生するという経過の中で、総務省においても強制するものではないと、既存の市から異議が出ず、地理的に離れていれば、異議を出すつもりはないという見解になったことから、現在まだ協議を進めているようでございます。

これらの新市の名称の決定につきましては、大変いろいろな経過がございますので、小委員会に付託して調整をしたいということでございます。

小委員会の要綱につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、73ページをごらんいただきたいと思います。

協議第12号 新市の事務所の位置について【協定項目4】

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置については、新市の名称等に関する小委員会に付託し調整する。

74ページをごらんください。

まず、新市の事務所の位置の選定の基本的な考え方でございますが、関係市村すべての法人格が消滅し、新たな法人格が発生することから、新市の発足までに事務所の位置を定めておく必要があり、具体的には、代表となる新市役所の位置を定めるということでございます。

次に、検討に当たっての留意事項でございますが、地方自治法第4条第2項の規定に留意しながら、

機能性・効率性の観点に立って検討する必要があるということですが、76ページの方をごらんいただきたいと思います。

76ページの下の方に参考法令等がございますが、地方自治法第4条第2項ですが、「前項の事務所の位置を定めまたはこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とあります。

他の官公署ということですが、74ページにもう一度お戻りいただきまして、74ページの(2)ですが、「他の官公庁との関係とは」ということで、地方自治法の逐条解説の抜粋でございますが、住民の利用に便利であるように考慮されているのであるから、なるべく同一場所に設けることが適当であるとされております。

その下に現在の3市村の庁舎の状況を記載しております。白河市につきましては、昭和47年に建設、表郷村は平成9年、大信村は昭和38年ということでございます。

75ページをごらんいただきたいと思います。

ここでは、他の官公署との関係ということがございますので、ここに3市村の中に現在あります主要な官公署を記載しております。

続きまして、76ページに入りますが、庁舎の方式につきましては、先ほど申し上げましたように総合支所方式でいくということでございますが、これにつきましては第5回任意合併協議会におきまして、新市の庁舎機能については、現在の3市村庁舎を利活用するとともに総合支所方式を基本に調整を図ることで承認されております。

続きまして、77ページをごらんいただきたいと思います。

ここには3市村の現在の庁舎間の距離と時間を掲載しております。自動車で行った事務局での実測です。白河市と大信村につきましては距離が13.3キロ、時間が約17分、白河市と表郷村につきましては、距離が14.5キロ、時間が約20分、大信村と表郷につきましては距離が25.3キロ、時間が約36分という位置関係になっております。

78ページ、79ページにつきましては先進事例の参考事例でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

80ページをお開き願います。

新市の名称等に関する小委員会設置要綱でございます。設置につきましては、協議第4号で決定いただきました小委員会規程に基づき設置するものです。

本小委員会におきましては、第1条にありますように、(1)の新市の名称、それから(2)の新市の事務所の位置について協議を行うものです。

第2条の構成ですが、次に定める12名の委員で構成するというので、各市村4名で構成をしたいと考えております。先ほどの小委員会規程のところでの説明がございましたが、会長が協議会に諮り委員の中から指名するというので、下の名簿のとおり案でございます。これらの構成につきま

しては、委員全員30名のうち正副会長3名を除いた27名につきまして、新市の名称の小委員会に12名、議会議員の定数等に関する小委員会に15名ということでそれぞれ構成をさせていただいております。

以上が説明になりますが、この小委員会の委員の構成についてもご確認をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました協議第11号及び第12号についてご意見、ご質問をお願いいたします。穂積委員。

穂積栄治委員 穂積ですが、小委員会に名称の決定等の付託がされるわけですが、その場合、69ページの選定方法フローからしますと、小委員会において新市の名称が決まってしまうというような感じがするんですが、小委員会において公募にするか、住民アンケートにするかといった選定方法は話し合えないんでしょうか。

議長（成井英夫会長） 鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 小委員会の協議につきましてはそのまま協議会の決定となるわけではございません。あくまでも協議会で議論するための方針、調整について検討いただきまして、最終的にはそれらをもとに協議会の中で決定をいただくということでございます。

議長（成井英夫会長） 穂積委員。

穂積栄治委員 そうしますと、小委員会の方でこの方式を選択すればいいわけですか。

議長（成井英夫会長） 次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 小委員会において、例えば、協議会の中で決定するという方針も可能ですし、住民アンケートによる方針などいずれの方法を選択することも可能です。それらの案を小委員会で議論していただき、検討結果に基づいて協議会の方で最終決定をいただくということになります。

穂積栄治委員 そのことは了解しました。

それから、小委員会に付託された場合なんですが、例えば本日付託されて、小委員会まで、いつになるか、ちょっと期日は後ほど説明があるかと思うんですが、それまでの間にもし検討資料等があれば渡していただき、その間に地元である程度の検討ができれば、小委員会では有意義な話し合いを行うことができると思うわけですが、そういう方法をとってはどうか。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 説明が漏れました。小委員会についてなんですが、本日協議会終了後、隣の会場でそれぞれ2つの小委員会、議会の方はこれから決定いただくわけですが、決定いただきましたらば、それぞれ小委員会を開催いたしますので、若干10分ないし15分のインターバルを取った後にそれぞれの会場の方に参集いただきたいと思っております。

小委員会での資料ということですが、このような重要な項目ですので1度の小委員会で協議調整を

行うのはなかなか難しいと思います。それなりの検討期間というのが必要と思いますが、今の段階で事務局として提案できる資料はすべて掲載しております。今後小委員会を開催する中で必要な資料等があれば、その都度提供いたしたいと考えております。

議長（成井英夫会長） ほかにございませんか。

藤田委員。

藤田 清委員 大信の藤田です。この協議第11号から第13号までについて小委員会へ付託するわけですけれども、これ以外に公共料金等の金額の設定は、先ほど言われましたように分科会、専門部会で調整したものを、小委員会の中の手続は通さず協議会に諮るのかどうか、確認しておきたいと思っています。

議長（成井英夫会長） 鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 基本的に、住民負担の伴う料金や税金等につきましては事務レベルで現在調整を進めておりまして、個別の小委員会を設けることも可能ではありますが、基本的には小委員会を設けず、職員で構成する分科会と専門部会、それから幹事会、正副会長会議を経た調整案を協議会の方に提案していきたいという考え方であります。

議長（成井英夫会長） 藤田委員。

藤田 清委員 そうすると、直接、協議会の委員会に諮ってくるというふうな可能性があるわけですね。

議長（成井英夫会長） 鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 他の協議会の事例などもいろいろ見ているわけなんです、直接的に協議会の方に提案している事例も多いということで、本協議会としてもそういう方法で今後審議をお願いしたいと考えております。

議長（成井英夫会長） 藤田委員。

藤田 清委員 そうした場合に住民の一つの声を反映させた協議会の方向にはなかなか持っていきづらいのではないかと思いますけれども、どうなんですかね。

議長（成井英夫会長） 鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 本日お集まりの協議会委員の皆さんが住民の代表でございますので、その中で協議することで住民の皆さんのご意向も反映できるものと考えております。

藤田 清委員 了解しました。

議長（成井英夫会長） 深谷委員。

深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

この小委員会の開催日時とかは小委員会の中で決めていくということでしょうか。

議長（成井英夫会長） 事務局総括次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 本日につきましては今ご説明申し上げましたが、第2回以降

の小委員会につきましては、その都度の小委員会において次回の小委員会の日時を決定していただくという考え方であります。

議長（成井英夫会長） 深谷委員。

深谷美佐子委員 できれば、きょうも有休を取ってきていますし、これから先何回も3月まで入れればきょうを含めて協議会を開催する14日間、私の場合有休を取るんですけども、1年間の消化できる有休もある程度決まっているので、なるべく日中ではない、有休を取らないような方法の開催というものを中心に考えていただけたらと思いますので、申しわけありませんが、要望としてお願いします。

議長（成井英夫会長） ただいまのは要望として承ります。

そのほかありませんか。

ないようでございますので、協議第11号 新市の名称について及び第12号 新市の事務所の位置についての2案については新市の名称等に関する小委員会を設置し、付託し、調整を行うこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、協議第11号 新市の名称について及び協議第12号 新市の事務所の位置についての2案は、新市の名称等に関する小委員会に付託し、調整を行うことといたします。

次に、協議第13号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 資料81ページをお開きいただきたいと思います。

協議第13号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【協定項目7】

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり提案する。

議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、議会議員の定数等に関する小委員会に付託し調整する。

82ページをごらんいただきたいと思います。

まず1番目に、3市村の議会議員の現況でございます。白河市につきましては、法定定数26人、条例定数が24人で、現員が24人でございます。任期は平成13年5月10日から17年5月9日ということでございます。表郷村につきましては、法定定数18人、条例定数14人、現員が14人です。大信村は、法定定数14人、条例定数12人、現員が12人ということになっております。

2番目の基本的な考え方ですが、新設合併の場合、合併に伴い3市村の法人格は消滅するため、合併関係市町村の議会議員は全員失職します。このため地方自治法第91条の規定に基づく法定定数内での設置選挙を行うか、合併特例法第6条、同法第7条の指定に基づく定数特例、または在任特例を

適用するかについて協議しなければならないということでございます。

3番目からにつきましては、特例措置を適用しない場合、それから定数特例を適用する場合、在任特例を適用する場合の3つの選択肢があるわけですが、これらについてその項目ごとに区分をして内容を説明したものでございます。

まず、1番の身分についてですが、適用しない場合と定数特例の場合におきましては、合併関係市町村の廃止と同時に失職するということでございます。在任特例を適用する場合は、廃止と同時に失職しますが、合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができるということです。

任期ですが、特例を適用しない場合、それから定数特例を適用した場合には、設置選挙の日から4年となります。在任特例を適用した場合には、合併後2年を超えない範囲ということになります。

83ページの方をごらんいただきたいと思います。

3番の定数についてでございますが、合併特例法の特例措置を適用しない場合につきましては、通常の選挙となりますが、地方自治法第91条第2項の規定によりまして、人口5万以上10万人未満の区分によって30人が上限ということになります。それから、定数特例の場合ですが、法定定数が新市の場合に30名となりますので、その法定定数の2倍までを上限とすることができるということから60人が上限の定数ということになります。選択肢の3番、在任特例を適用する場合ですが、合併関係市町村の議員数が地方自治法第91条第2項の定数を超えるときはいわゆる30名ですが、当該数をもって合併市町村の議会の議員の定数とするということで、現員数の白河市24人、表郷村14人、大信村12人の50名を定数とするということになります。

4番目の選挙期日についてですが、特例を適用しない場合、それから定数特例の場合には、新市設置の日から50日以内ということになります。在任特例は、選挙を行いません。

選挙区についてですが、特例を適用しない場合、それから定数特例を適用する場合には、条例で選挙区を設けることができるという規定になっております。

参考までですが、新設合併において、特例を適用しない場合と定数特例を適用する場合には、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は人口に比例しないで定めることができるという公職選挙法施行令の規定がございます。

次の84ページですが、これらの内容につきまして選択肢を図表にあらわしたものでございます。

一番上でございますが、議員特例を選択しない場合につきましては、合併の日から50日以内に選挙、任期は4年となります。この場合定数は30人以内となりますが、選挙区の設置をする場合、それから選挙区を設置しない場合の2通りになります。選挙区を設置する場合におきましては、旧市町村の区域ごとという設定になります。選挙区の設置をする場合におきましても、30人以内で人口に比例しない定数、それから、30人以内で人口に比例した定数という2つの方法に分かれます。

参考までに、30人以内で人口に比例した場合ですが、定員数でいきますと、定数30を現在の国勢

調査人口で定数を定めた場合には白河市が24、表郷村が4、大信村が2という定数になります。

合併特例を選択しない場合には、4年後につきましては一般選挙となります。このときにおきまして同じく選挙区の設置をする場合と設置をしない場合の2つに分かれるようになります。

次に、2段目の定数特例を選択する場合ですが、同じく合併の日から50日以内に選挙を行います。定数は60人以内となりまして、上段の特例を採用しない場合と同じように、選挙区の設置をする場合と設置しない場合の2通りに分かれることになります。

一番下の段ですが、在任特例を選択する場合、設置選挙は行いません。特例期間として在任期間は任期は2年以内となります。定数は現議員数でいくと50人ということになります。特例期間終了後の最初の選挙において選挙区を設置した場合には、30人以内で人口に比例した定数ということになります。

次に、85ページをごらんいただきたいと思います。

参考資料としまして特例適用の状況ですが、まず、(1)として、在任特例を適用した先進事例を掲載しております。それから(2)が定数特例を適用した事例、(3)が特例を適用しない事例でございます。

86ページの(4)ですが、在任特例を適用した場合の、特例期間中の議員報酬の取扱いについて掲載しております。この中で上から3段目の周南市ですが、協議会においては現行報酬、いわゆる4市町別の報酬と協議会の中では決定したのですが、新市においては徳山市の報酬、いわゆる最高額とすることで条例を可決しております。それから、千曲市、長野県ですが、ここでは最高額の更埴市の報酬に統一したという事例で、その他の市町におきましては在任特例を適用した場合、現行報酬、いわゆる一市複数制度というのを適用しているようでございます。

87ページをごらんいただきたいと思います。

今まで説明申し上げました特例を適用しない場合、いわゆる原則ですが、それから特例等を適用する場合につきまして、原則及び特例との効果と課題という部分を掲載しております。平成の合併では、地方分権を推進する中基礎的自治体としての基盤の強化と効率的な行財政の運営が求められているということで、先進事例も含め、議員の身分の取扱いでは、財政の効率化と地域住民、いわゆる有権者の声を反映させる立場をどう構築していくかが課題となっているということでございます。

それぞれの効果と課題についてです。まず、設置選挙(原則)ですが、これは特例を適用していない場合です。効果の としまして、構成市町村が多いほど議員数が削減される。 番目は、議員選挙が市長選挙と合わせて実施できるため選挙経費が節減できる。 番目ですが、最初の選挙においては小選挙区を設けた場合、人口に比例しないで定数を定めることができるという効果でございますが、課題としましては、合併前より住民の声が行政に届きにくくなる恐れがあるということです。

次に、2番目の定数特例についてですが、小選挙区の設定など比較的人口の少ない地域でも議員を出すことが可能となるという効果がございます。それから、課題についてですが、在任特例よりは議

員数は少なくなるが、依然として行政経費の節減にはつながらない。状況によっては議場改修など大幅な費用負担が想定されるという課題がございます。

在任特例ですが、地域住民の声を行政に十分に反映させることができるということ、それから特に合併後における住民不安の解消や地域バランスの確保を図ることができるという効果が挙げられております。一方、課題としましては、首長など特別職が失職する中で、一時的ではあるが、議員数が削減されず、行政経費の削減につながらないということ、それから、番目としては、特例期間終了後の議員選挙となり、市長選とは別々となって選挙経費が倍増するというような課題が挙げられております。

右側に先進事例の中で特例等の主な決定理由を挙げておりますが、1番の在任特例を適用した理由の中で千曲市についてですけれども、合併前の議員は新市建設計画の実施状況を一定の期間見届けることが新しいまちづくりスタート時に必要と考えた。新市建設計画に沿った、1年間を通した最初の予算でもある平成16年度の終了する平成17年3月議会で確認した後、1カ月猶予した17年4月末日としたということがございます。

次に、東かがわ市、香川県ですけれども、合併前の各町の行政を熟知した現議員が合併後の新町建設計画、これは「を」が間違っております、すみません。新町建設計画を円滑な実施に参画し、新しいまちづくりの進捗を現議員の責任で見届けるというような理由でございます。

2番目の定数特例を適用する例ですが、新潟県佐渡市におきましては、地域審議会を設置するため、在任特例は適用しない。ただし、議員数の激減するのを避けるために定数特例を適用するという決定理由です。

岐阜県の郡上市ですが、規模の小さな村の急激な変化に配慮するため、旧町村の区域ごとの小選挙区制度を採用し、各選挙区の定数を協議しながら、なるべく定数に近い議員数にするため定数特例を適用するというような決定理由です。

一方、3番目の特例を利用しないとする理由ですが、愛媛県今治市の場合ですと、住民は、合併に行政経費の軽減や行財政の効率化に最も期待を寄せており、議員定数においても合併の原点に立ち経費節減効果の高い地方自治法の原則を適用するという理由です。

それから、京丹後市ですが、住民意識調査の結果、住民が合併に期待することの中で、行政経費の節減への期待が多かったことを重視したというような決定理由がございます。

それから88、89ページにつきましては、参考法令等を記載しております。

90ページをごらんいただきたいと思います。

本案件も小委員会に付託するという案でございますので、議会の議員の定数等に関する小委員会設置要綱についてでございます。設置につきましては、議会の議員の定数及び任期について、それから協定項目11番の特別職の職員の身分の取扱いについてのうち議会の議員の報酬等について、以上の2項目について小委員会の方で検討をお願いするということでございます。

委員の構成につきましては、各市村5名の全15名となりますが、2号委員の正副議長、それから4号委員の住民代表の方、それぞれ2名と3名の構成となっており、下表の委員名簿のとおりでございます。

以上説明です。よろしくお願いいたします。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました協議第13号についてご意見、ご質問をお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木克彦委員 表郷の鈴木です。

85ページの定数特例を適用の欄で、ここに議員定数が、例えば佐渡市の場合、「現行140人」、「特例60人」、「法定30人」となっていますが、この「現行140人」というのはこれは合併前の人数ということですか。

議長（成井英夫会長） 鈴木次長。

事務局次長兼調整班長（鈴木昌美） 説明不足で申しわけございません。85ページの（2）定数特例を適用の場合ということでございますが、これにつきましては、佐渡市の場合、合併前の合併関係市町村の現行議員数が142名、合併後の新市の法定定数が30名ですが、定数特例による法定定数の2倍までを活用して60名の定数にしたということでございます。

鈴木克彦委員 はい、わかりました。

議長（成井英夫会長） そのほかございませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ないようでありますので、協議第13号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、議会の議員の定数等に関する小委員会を設置し、付託し、調整を行うこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、協議第13号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、議会の議員の定数等に関する小委員会に付託し、調整を行うことといたします。続きまして、3のその他に入ります。

事務局からお願いします。

事務局（木村全孝） 91ページをごらんいただきたいと思います。

第2回白河市・表郷村・大信村合併協議会の開催日程についてでございます。

7月22日午後1時30分から、白河市役所正庁で開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

92ページですが、合併協議会の組織体制図でございます。任意協議会のものに小委員会が加わった組織体制図を掲載してございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がありましたとおり、次回は7月22日、木曜日、午後1時30分から白河市役所正庁において行うこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、第2回の協議会については7月22日に行わせていただきます。

そのほか皆様からご意見、ご要望等がありましたらお願いをいたします。

橋本委員。

橋本良示委員 大信村の橋本です。

小委員会設置についての要望なんですが、合併協定項目の16番、公共的団体等の取扱い、17番、各種団体への補助金・交付金の取扱い、これらにつきましても、私、商工会の会員という立場から小委員会を設置いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

議長（成井英夫会長） 合併協定項目16、17でありますね。

ただいまの小委員会設置要望につきましては正副会長に一任させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

そのほかありませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） なければ、表郷村長の方からご提案がございます。お願いいたします。

副会長（滝田国男委員） 先ほど大信の橋本さんから話があったんですが、8月に予定されているシンポジウムのあり方そのものをこの場で意見として聞かせてもらえるのであれば、人選等に対する皆さん方の意見も聞いておいてこれから人選作業をしなければならぬと思いますので、シンポジウム、通常考えますとパネラーがいたり、パネリストがいたりという考え方でシンポジウムをやるのかなとは私なりに思っているんですけども、唯一一般の人が聞けるような機会でもありますので、どういったシンポジウムがいいのかというご意見がありましたらお聞かせいただければ、それに沿った人選もできるのかなと思いますので、ご意見がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

議長（成井英夫会長） 皆様から率直なご意見がありましたらお願いいたします。

鈴木委員。

鈴木克彦委員 表郷の鈴木です。

シンポジウムに対する予算はどれくらいを考えているのですか。

議長（成井英夫会長） 資料の36ページの予算のうち、事業推進費の中の報酬費に計上している50万円を予定しています。

鈴木克彦委員 講師謝礼の部分ですね。

議長（成井英夫会長） そうです。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） 次回の協議会のときまでに、ご要望等がございましたら、皆様からご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） では、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、これで本日の議事を終了させていただきます。

大変申しわけありません。協議会の日程上、シンポジウムのあり方を次回となりますと間に合わないということでございますので、正副会長並びに幹事会に一任をお願いしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（成井英夫会長） それでは、正副会長並びに幹事会に一任をさせていただきます。

それでは、長時間にわたりましてご協議をいただきましてありがとうございました。バトンを事務局の方にお渡しいたします。

事務局総括次長(加藤俊夫) 会長、ありがとうございました。

さて、委員の皆様には長時間にわたりご協議をいただきまして本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第1回白河市・表郷村・大信村合併協議会を閉会といたします。

なお、先ほどお話がありましたように、お疲れのところ大変恐縮とは存じますが、この後引き続きまして、新市の名称等に関する小委員会及び議会の議員の定数等に関する小委員会を午後3時50分から開催いたしたいと考えております。

新市の名称等に関する小委員会につきましては、お隣の農業技術指導室、議会の議員の定数等に関する小委員会につきましては、生活改善研修室においてそれぞれ行うこととしておりますので、委員の皆様はそれぞれの会場の方にご移動いただきますようお願い申し上げます。

なお、小委員会の会議は非公開という形になりますので、傍聴はできませんのでご了解をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後 3時42分 閉会

上記会議の経過は、事務局が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名いたします。

平成16年7月13日

署 名 委 員

横井孝夫

署 名 委 員

荒井一郎

署 名 委 員

添田勝彦